

東京都地域における見守り活動支援に関する有識者検討会設置要綱

8 安総都第 455 号

令和 8 年 9 月 3 日

（目的）

第 1 都は、都内の地域における見守り活動の実態や他都市の先進的な活動事例を把握し、効果的・効率的な防犯カメラの設置をはじめとする見守り活動の支援の在り方を検討する。この検討に向けて専門知識を持つ有識者による意見を聴取することを目的として、地域における見守り活動支援に関する有識者検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（検討事項）

第 2 検討会は、次の事項について、専門知識を持つ有識者の意見を聴取する。

- (1) 地域特性に応じた効果的な防犯カメラの設置・更新に関すること。
- (2) 地域団体の実態に即した防犯カメラの設置促進に関すること。
- (3) 都民の治安・防犯意識や防犯ボランティア等の活動に関すること。
- (4) 防犯カメラの設置・更新に当たって中長期的に検討する事項の整理に関すること。
- (5) その他地域における見守り活動の推進に関すること。

（構成）

第 3 検討会は、別表に掲げる者をもって組織する。また、委員は、都民安全総合対策本部長が委嘱する。

（委員の任期）

第 4 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。

（委員長）

第 5 検討会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、検討会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者が職務を代理する。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（開催方法）

第 6 検討会は、都民安全総合対策本部長が招集する。

- 2 効率的な会議運営等の観点で委員長が必要と認める場合は、オンライン等を活用した会議を開催することができる。

(事務局)

第 7 検討会の事務局は、都民安全総合対策本部総合推進部都民安全課が行う。

(会議の公開)

第 8 会議は公開とする。ただし、東京都情報公開条例第 7 条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。

2 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。

(議事録及び会議資料)

第 9 会議ごとに議事録を作成することとする。

2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例第 7 条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。

3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。

4 前 2 項の規定は、会議資料等について準用する。

(補則)

第 10 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 9 月 3 日から施行する。

東京都地域における見守り活動支援に関する有識者検討会委員等

	氏 名	所 属
委員 (学識経験者)	雨宮 護	筑波大学システム情報系社会工学域教授
	島田 貴仁	滋賀大学データサイエンス学部教授・大阪大学 社会経済研究所招へい教授
	鈴木 あい	津田塾大学総合政策学部 専任講師
	樋野 公宏	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授
	星 周一郎	東京都立大学法学部教授
	宮田 美恵子	特定非営利法人日本こどもの安全教育総合研究 所代表
委員 (区市町村)	國寄 祐子	台東区危機管理室生活安全推進課長
	嵐 考司	大田区総務部防災危機管理課生活安全担当課長
	松井 崇	狛江市総務部安心安全課長
	朝岡 雅洋	東村山市防災安全部防災防犯課長
委員 (警視庁)	五島 孝有	警視庁刑事部管理官 刑事総務課職員（刑事企画担当）
	森田 武人	警視庁生活安全部管理官 生活安全総務課職員（個別防犯担当）

※委員（学識経験者）は五十音順